

○「ながら見守り連携事業」覚書内容

- (1) 東京都は、事業の実施に当たって損害保険ジャパン日本興亜株式会社、A I R オートクラブ東京ブロック及びJ S A 中核会東京ブロックに対して必要な支援を実施する。
- (2) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社、A I R オートクラブ東京ブロック及びJ S A 中核会東京ブロックは、自己の事業所、会員工場及び自己の会員に対して本覚書の趣旨を周知するとともに、必要に応じて“ながら見守り”に関する取組について区市町村と協議し、各事業所、各会員工場及び各会員において実施できるよう支援する。
- (3) 東京都と損害保険ジャパン日本興亜株式会社、A I R オートクラブ東京ブロック及びJ S A 中核会東京ブロックは、必要に応じて情報交換を行い、相互に連携する。
- (4) 具体的な取組（事業活動に支障のない範囲で行う。）
 - ①（地域が防犯上不安を抱く場所を巡回して見回りを行う）
見守り要望箇所の走行
 - ② 子供・高齢者等への声掛け
 - ③ 特殊詐欺被害防止チラシの配付と注意喚起
 - ④ 住民の安全安心に係る異常を認知した場合の対応
 - ⑤ メールけいしちょう（区市町村メール）等への対応